

長期契約割引〔付帯契約型〕
(選択約款)

— 群馬地区 —

令和7年1月1日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号：A0020

目 次

1. 対象となるお客さま
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 付帯契約の締結および契約期間
6. 料金
7. 付帯契約の変更または解約
8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額
9. 名義の変更
10. 債権譲渡の禁止
11. その他

付則

別表

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「群馬地区他」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定めるガス基本約款または一般ガス供給約款を変更した場合、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、変更後の規定の内容および変更の効力発生日（原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日、その他の供給条件は変更を行った日）を(2)および(3)に従ってあらかじめお客さまに周知のうえ、この選択約款を変更することがあります。変更の効力発生日以降の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。
- (2) 選択約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項および変更の効力発生日のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項、変更の効力発生日ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 選択約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や、選択約款の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要および変更の効力発生日のみを書面を交付することなくインターネット上での開示その他の適切な方法により

説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約に付帯して締結する契約（以下「ガス需給契約に付帯して締結する契約」を「付帯契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）をいいます。
- (2) 「契約年間最低使用量」とは、この選択約款にもとづく付帯契約で定める1年間の最低の使用予定量をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款に記載する料金は、消費税率を10パーセントとして算定した消費税等相当額を含んでおり、消費税率が改定された場合、改定後の税率にもとづき算定します。
- (5) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として業務用多用途型ガスパッケージ契約にもとづく契約を締結すること。
- (2) 原則として3年間以上継続して、主契約にもとづきガスを使用する需要であること。
- (3) 原則として3年以上の期間にわたって、この選択約款にもとづく付帯契約を締結すること。
- (4) この選択約款にもとづく付帯契約に定める契約年間最低使用量以上の契約年間使用量にて、主契約に定める契約を締結するこ

と。

5. 付帯契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議の上、当社と付帯契約を締結していただきます。
- (2) この選択約款にもとづく付帯契約の締結は、原則として主契約の締結と同時に行うものいたします。
- (3) 契約期間は原則として3年間以上の1年間単位の期間といたします。
- (4) 契約年間最低使用量はこの選択約款にもとづく付帯契約の締結と同時に締結される主契約に定める契約年間使用量と同一といたします。
- (5) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 複数の主契約についてこの選択約款の適用を行う場合は、個々の主契約ごとにこの選択約款にもとづく付帯契約を締結するものとし、複数の主契約に対して一括してこの選択約款にもとづく付帯契約の締結は行わないものいたします。
- (7) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料金

- (1) 当社は、各料金算定期間の料金を、主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額から、下記の規定にもとづき算定した金額（以下「長期契約割引額」といいます。）を差し引いて算定いたします。

① 長期契約割引額は、主契約にもとづき算定した各料金算定

期間の実績使用量に別表の料金表に定める長期契約割引単価を乗じて算定いたします。

② 長期契約割引額は小数点以下の端数処理は行わないものとしていたします。

(2) 当社は、割引額算定にあたって、消費税等相当額を次の算式により算定いたします。

(算式)

割引額に含まれる消費税等相当額
＝算定される割引額×消費税率÷(1+消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

7. 付帯契約の変更または解約

(1) お客様がこの選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。なおこの場合、解約期日を含む料金算定期間の料金については、この選択約款にもとづく付帯契約による割引は行いません。

(2) この選択約款にもとづく付帯契約は、お客様が当社に通知された解約期日に解約されます。

(3) 主契約が解約される場合、または契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものとしていたします。

(4) 当社に契約違反があった場合は、お客様のお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものとしていたします。

(5) お客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものとしていたします。

8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額

当社は、付帯契約の解約が①または②の場合を除き、解約期日までの契約期間中の長期契約割引額の総額に1.05を乗じた金額を付帯契約中途解約精算額として算定し、これを解約の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

① 7(3)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合

② 7(4)の規定による解約の場合

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく付帯契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該付帯契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものいたします。

11. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

実施の期日

この選択約款は令和7年1月1日から実施いたします。

(別表)

料金表

長期契約割引単価

使用量1立方メートルにつき	0.53 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------	---------------------------